目　次

Ⅰ　全体
１　諮問・答申件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　答申結果の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　平均処理期間・審議回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績・・・・・・・・・・・・・・・３
５　インカメラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６　ヴォーンインデックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
７　特徴のある事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
８　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
９　総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議・・・・・７
１０　各部会の調査審議回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

Ⅱ　情報公開
１　諮問・答申件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　答申結果の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３　平均処理期間・審議回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４　口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績・・・・・・・・・・・・・・１０
５　インカメラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
６　ヴォーンインデックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
７　特徴のある事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
８　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

Ⅲ　個人情報保護
１　諮問・答申件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　答申結果の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３　平均処理期間・審議回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４　口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績・・・・・・・・・・・・・・・１６
５　インカメラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
６　ヴォーンインデックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
７　特徴のある事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
８　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

Ⅳ　付言の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

［参考資料］
１　審査会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
２　諮問・答申件数一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
３　答申一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

令和６年度の調査審議等の状況

（令和６年４月～令和７年３月）

Ⅰ　全体

１　諮問・答申件数

令和６年度の諮問件数は２，０００件、答申件数は１，５８５件である。

なお、平成１３年度から令和６年度までの総諮問件数は２４，５５９件、総答申件数は２１，８８５件であり、令和６年度末時点で審議中の件数は１，８１５件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

［令和６年度］　（単位：件）

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	１，６６１	１，２６８	２９
個人情報保護	３３９	３１７	１５
合　　計	２，０００	１，５８５	４４

［令和６年度］　（単位：件）

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	１，７６２	１，３８０	４１
独立行政法人等	２３８	２０５	３
合　　計	２，０００	１，５８５	４４

［平成１３年度～令和６年度］　（単位：件）

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 （令和年６度末） (a-b-c)
行政機関	２１，４０９	１９，１０７	７０４	１，５９８
独立行政法人等	３，１５０	２，７７８	１５５	２１７
合　　計	２４，５５９	２１，８８５	８５９	１，８１５

（注１）答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

（注２）諮問件数等は、情報公開審査会（平成１７年４月１日の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行前の名称）の実績との累計である。以降、本資料において共通。

１－１　中間答申

令和５年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則２４条３項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

１－２　取下げ

令和６年度における諮問事件の取下げは、合計で４４件であり、その内訳は以下のとおりである。

（取下げ件数及び理由の内訳）

諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	２８件	１件	２９件
個人情報保護	１３件	２件	１５件
合計	４１件	３件	４４件

取下げ理由	件数
審査請求人の自主的な取下げ	１１件
審査会意見通知	１７件
全部開示	２件
改めて開示決定等を実施	５件
却下	２件
その他	７件
合計	４４件

２　答申結果の分類

令和６年度に出された答申件数（１、５８５件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、４２３件（２６．７%）である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	１００件（７．９%）	１７件（５．３%）	１１７件（７．４%）
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	２１９件（１７．３%）	８８件（２７．８%）	３０７件（１９．４%）
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないを含む）としたもの）			４２４件（２６．８%）
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	９４９件（７４．８%）	２１２件（６６．９%）	１，１６１件（７３．２%）
合計	１，２６８件（１００%）	３１７件（１００%）	１，５８５件（１００%）

答申結果の分類

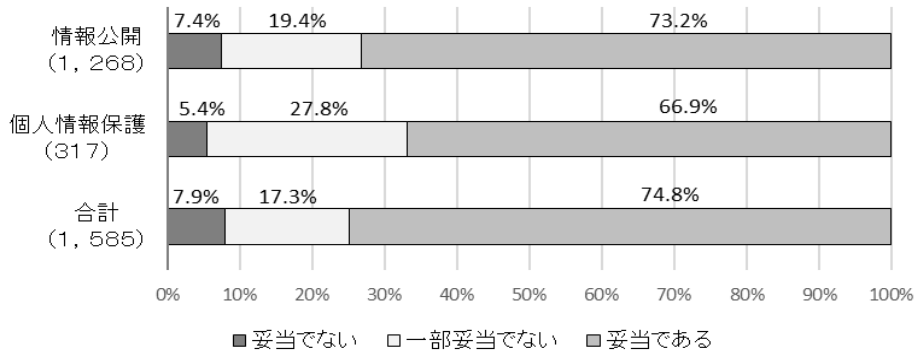

３　平均処理期間・審議回数

令和６年度の答申（１，５８５件）について、平均処理期間は２０６．５日、平均審議回数は１．７回であり、最短の事件では５０日で処理が終了しており（令和６年度（行情）答申第１１９号及び第７７１号及び１０５３号）**、最長の事件では２，１７６日かかっている**（令和６年度（行個）答申第６５５号）**。**

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は１．２回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約２分の１は９か月以内で答申を出しており、全体の約４分の３は４００日以内に答申を出している。

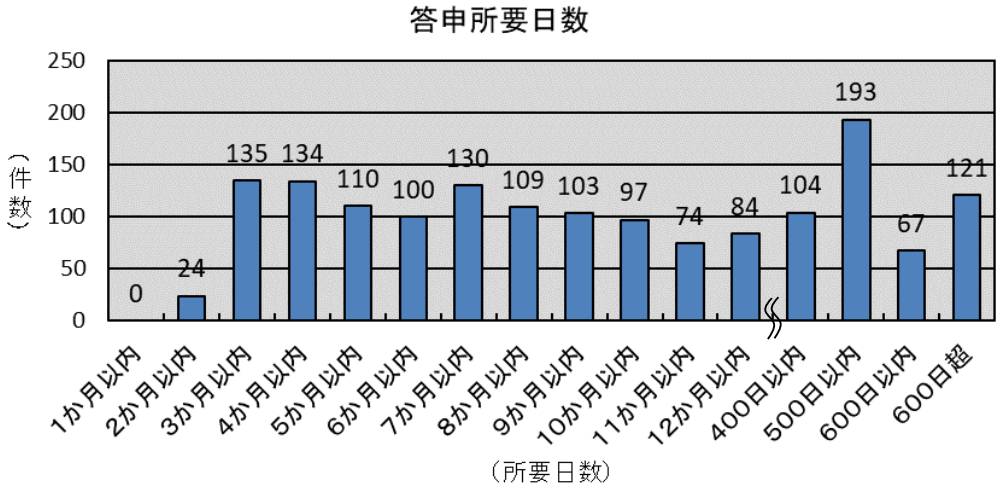

４　口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和６年度の答申（１，５８５件）についてみると、

（１）審査請求人から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。

（２）諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。

（３）令和６年度に審査請求人の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。

（４）調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

５　インカメラ

令和６年度の答申（１，５８５件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは８８８件である。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書等が不存在である場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

６　ヴォーンインデックス

令和６年度の答申（１，５８５件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）９条３項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

７　特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

（諮問）　　**（単位：件）**

	情報公開	個人情報保護	合　計
不存在事件	２７７	３６	３１３
存否応答拒否事件	６５	１７	８２
文書等の特定を争う事件	２３０	２８	２５８
逆ＦＯＩＡ事件	０	０	０
行政文書等非該当事件	１	５	６
適用除外事件	５	１７	２２
その他事件	１，０８３	２３６	１，３１９
合　計	１，６６１	３３９	２，０００

（注１）「不存在事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降、本資料において共通。

（注２）答申に至るまでに争点が変わることにより、分類が変わることがあるので、上記の数は変動することがある。以降、本資料において共通。

諮問件数

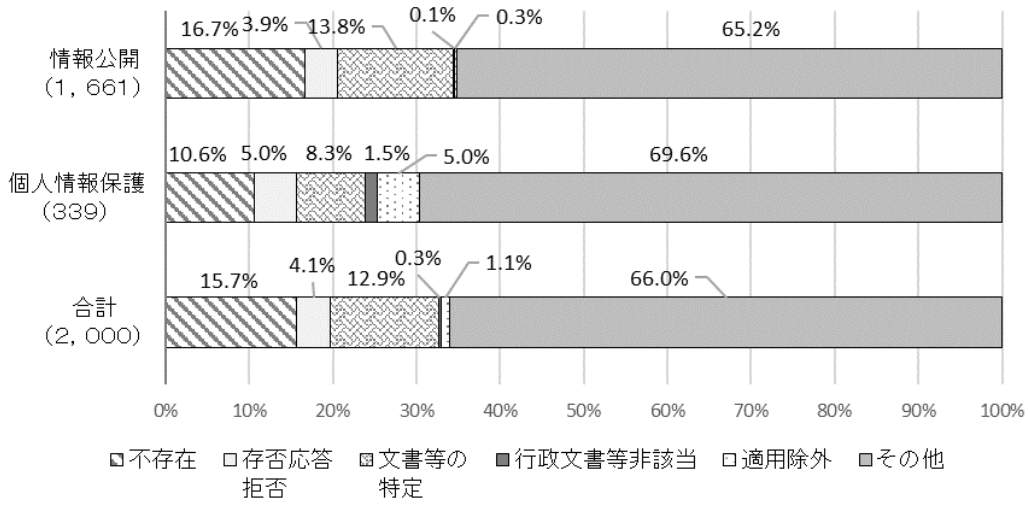

（答申）　　（単位：件）

	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合　計	妥当でない			妥当である
					全部を妥当でない	一部妥当でない	
不存在事件	２２７	２９	２５６	３１	２９	２	２２５
存否応答拒否事件	７４	９	８３	２２	１８	４	６１
文書等の特定を争う事件	１６２	２７	１８９	４０	２５	１５	１４９
逆ＦＯＩＡ事件	０	０	０	０	０	０	０
行政文書等非該当事件	２	９	１１	２	２	０	９
適用除外事件	５	４	９	０	０	０	９
その他事件	７９８	２３９	１，０３７	３２８	４３	２８５	７０９
合　計	１，２６８	３１７	１，５８５	４２３	１１７	３０６	１，１６２

答申件数

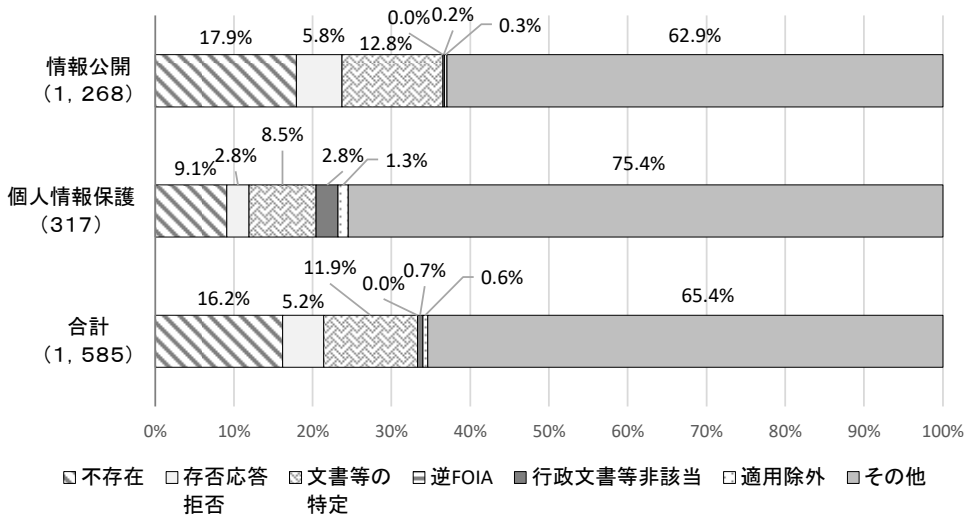

答申結果別の内訳

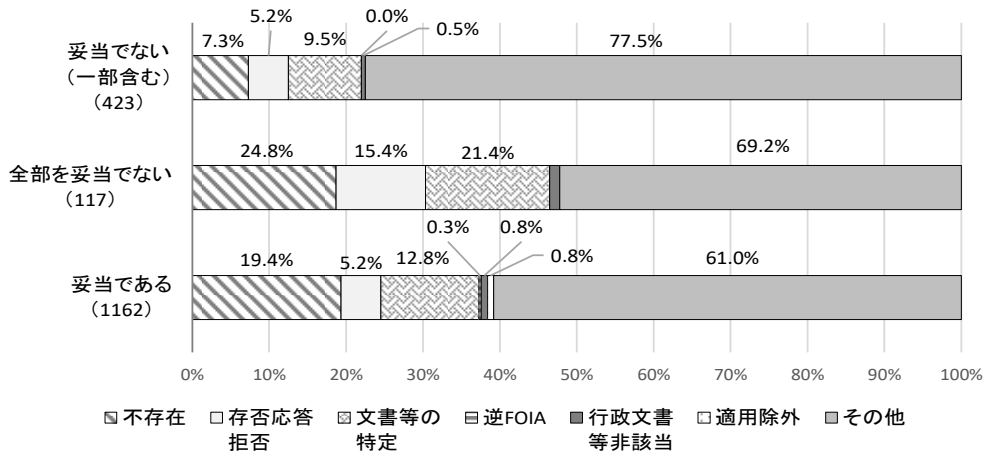

７－１　不存在事件

不存在事件については、令和６年度に３１３件（情報公開２７７件、個人情報保護３６件）の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、２５６件（情報公開２２７件、個人情報保護２９件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、２９件あり、情報公開関連が２６件（注１）**、個人情報保護関連が３件**（注２）**である。**

（注１）令和６年度（行情）答申第１１号、第４９号、第６０号、第１２４号、第１８７号、第２２８号、第２７６号、第２９０号、第３２０号、第３５１号、第３８５号、第３９６号、第４００号、第５８０号、第９５８号、第９８３号、第１０５４号、第１０６２号、第１０９８号、第１１２８号及び第１１３５号並びに令和６年度（独情）答申第４６号、第１０１号、１０８号、第１０９号及び第１１０号

（注２）令和６年度（行個）答申第１２９号、第１３０号及び第１３２号

７－２　存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和６年度に８２件（情報公開６５件、個人情報保護１７件）の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、８３件（情報公開７４件、個人情報保護９件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、１８件あり、情報公開関連が１４件（注１）**、個人情報保護関連が４件**（注２）**である。**

（注１）令和６年度（行情）答申第４８号、第７８号、第７９号、第３０３号、第３０４号、第４２５号、第４４３号、第４４５号、第９１２号、第９７３号及び第１１２６号並びに令和６年度（独情）答申第２号、第６８号及び第７８号

（注２）令和６年度（行個）答申第１４号、第１５号、第７４号及び第８２号

７－３　文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、令和６年度に２５８件（情報公開２３０件、個人情報保護２８件）の諮問を受け、令和６年度以前の諮問を含め、１８９件（情報公開１６２件、個人情報保護２７件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、２５件あり、情報公開関連が２１件（注１）**、個人情報保護関連が４件**（注２）**である。**

（注１）令和６年度（行情）答申第４４号、第４５号、第１５６号、第１５８号、第２０９号、第２７５号、第４１８号、第４１９号、第５７８号、第５７９号、第６７５号、第９６５号、第１０６１号、第１１１３号、第１１１５号、第１１１６号及び第１１１７号並びに令和６年度（独情）答申第５号、第１３号、第１７号及び第４５号

（注２）令和６年度（行個）答申第２号、第３号、第３４号及び第５０号

７－４　逆ＦＯＩＡ（第三者審査請求）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆ＦＯＩＡに関する事件については、令和６年度に諮問は受けておらず、答申も出していない。

７－５　行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和６年度に６件（情報公開１件、個人情報保護５件）の諮問を受け、令和５年度以前の諮問を含め、１１件（情報公開２件、個人情報保護９件）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、２件あり、情報公開関連が１件（注１）**、個人情報保護関連が１件**（注１）**である。**

（注１）令和６年度（行情）答申第１２０号

（注２）令和６年度（行個）答申第５０１４号

７－６　適用除外事件

適用除外事件については、令和６年度に２２件（情報公開５件、個人情報保護１７件）の諮問を受け、令和５年度以前の諮問を含め、９件（情報公開５件、個人情報保護４件）について答申を出している。

８　その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

８－１　理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、２０件あり、情報公開関連が１４件（注１）、個人情報保護関連が６件（注２）である。

（注１）令和６年度（行情）答申第６１号、第７８号、第７９号、第３８２号、第４０７号、５７６号、第５７７号及び第８１７号並びに令和６年度（独情）答申第１６号、第１９号、第２０号、第２１号、第２２号及び第２３号

（注２）令和６年度（行個）答申第１４号、第１５号、第７１号、第７２号及び第７４号並びに令和６年度（独個）答申第１３号

８－２　形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、５件あり、情報公開関連が４件（注１）、個人情報保護関連が１件（注２）である。

（注１）令和６年度（行情）答申第１号、第３８８号、第３８９号及び第６０７号

（注２）令和６年度（行個）答申第６１号

９　総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議

９－１　総会

令和６年度は、設置法６条２項に基づく総会は開催しなかった。

９－２　運営会議

令和６年度は、情報公開・個人情報保護審査会運営規則２９条に基づく運営会議は開催しなかった。

１０　各部会の調査審議回数

令和６年度における部会の開催状況は、以下のとおりである。

	調査審議回数
第１部会	３４回
第２部会	２９回
第３部会	２９回
第４部会	２９回
第５部会	３１回

（別表）答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情	独情
平成１３年度	５５	
平成１４年度	８３、１６４、１８１、２７９、３９５、４２６、４２７、４２８、４２９、４３０、４６９、５２７	
平成１５年度	３７０、４５４、５０９、５９０、５９１	４４
平成１６年度	３１９、４８８、５５５	
平成１７年度	１２９、１３０、１３３、２３０、２３１、４８８	９
平成１８年度		
平成１９年度		１０３
平成２０年度	２６２	
平成２１年度	２８８、３３０	６、１０
平成２２年度		
平成２３年度		
平成２４年度	５３７、５３８	
平成２５年度	４２２	

（注１）　数字は答申番号である。

（注２）　個人情報保護について、該当する答申はない。

（注３）　なお、平成２６年度以降は実績がない。

Ⅱ　情報公開

１　諮問・答申件数

令和６年度の諮問件数は１，６６１件、答申件数は１，２６８件である。

なお、平成１３年度から令和６年度までの総諮問件数は１９，４４５件、総答申件数は１７，１９０件であり、令和６年度末時点での審議中の件数は１，５４２件である。

〇情報公開関連

［令和６年度］　（単位：件）

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	１，４９０	１，１４９	２８
独立行政法人等	１７１	１１９	１
合　　計	１，６６１	１，２６８	２９

［平成１３年度～令和６年度］　（単位：件）

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 （令和６年度末） (a-b-c)
行政機関	１７，４４６	１５，４７９	５９０	１，３７７
独立行政法人等	１，９９９	１，７１１	１２３	１６５
合　　計	１９，４４５	１７，１９０	７１３	１，５４２

２　答申結果の分類

令和６年度に出された答申件数（１，２６８件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、３１８件（２５．１%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	７７件 （６．７%）	２３件 （１９．３%）	１００件 （７．９%）
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	２０４件 （１７．８%）	１５件 （１２．６%）	２１８件 （１７．２%）
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないを含む）としたもの）			３１８件 （２５．１%）
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	８６８件 （７５．５%）	８１件 （６８．１%）	９５０件 （７４．９%）
合　計	１，１４９件 （１００%）	１１９件 （１００%）	１，２６８件 （１００%）

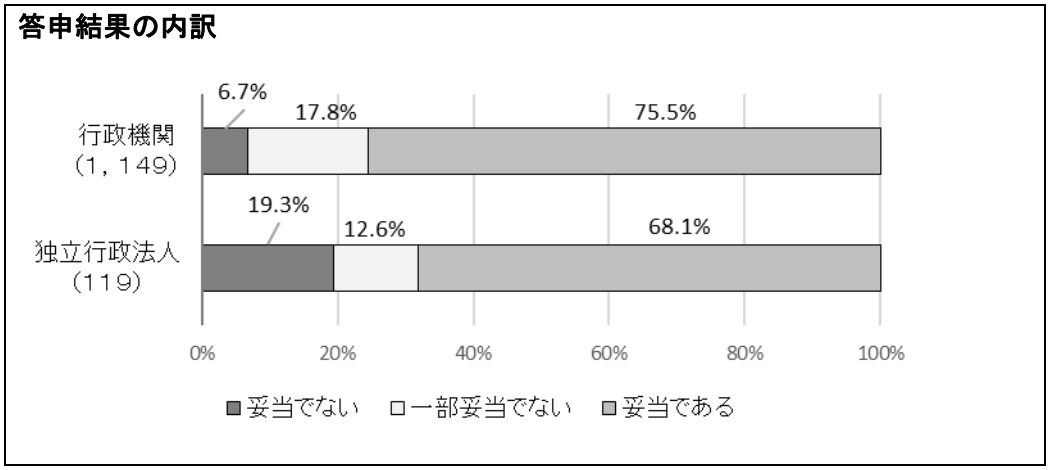

３　平均処理期間・審議回数

令和６年度の答申（１，２６８件）について、平均処理期間は１９２．０日、平均審議回数は１．５回であり、最短の事件では５０日で処理が終了しており（令和６年度（行情）答申第１１９号、第７７１号及び第１０５３号）**、最長の事件では２，１７６日かかっている**（令和６年度（行情）答申第６５５号）**。**

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は１．０回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約２分の１は９か月以内で答申を出しており、全体の約４分の３は４００日以内に答申を出している。

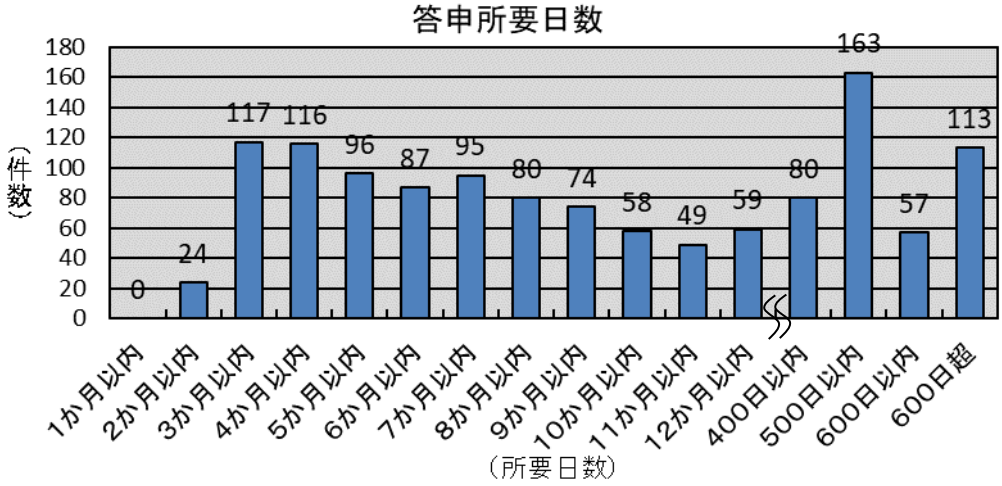

４　口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和６年度の答申（１，２６８件）についてみると、審査請求人から口頭意見陳述の聴取を行った実績はなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また、調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものもない。

５　インカメラ

令和６年度の答申（１，２６８件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは７００件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が不存在である場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

６　ヴォーンインデックス

令和６年度の答申（１，２６８件）についてみると、諮問庁から設置法９条３項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

７　特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

（単位：件）

	諮問件数	答申件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当である
				全部を妥当でない	一部妥当でない	
不存在事件	２７７	２２７	２７	２６	１	２００
存否応答拒否事件	６５	７４	１６	１４	２	５８
文書の特定を争う事件	２３０	１６２	３３	２１	１２	１２９
逆ＦＯＩＡ事件	０	０	０	０	０	０
行政文書等非該当事件	１	２	１	１	０	１
適用除外事件	５	５	０	０	０	５
その他事件	１，０８３	７９８	２４１	３８	２０３	５５７
合　計	１，６６１	１，２６８	３１８	１００	２１８	９５０

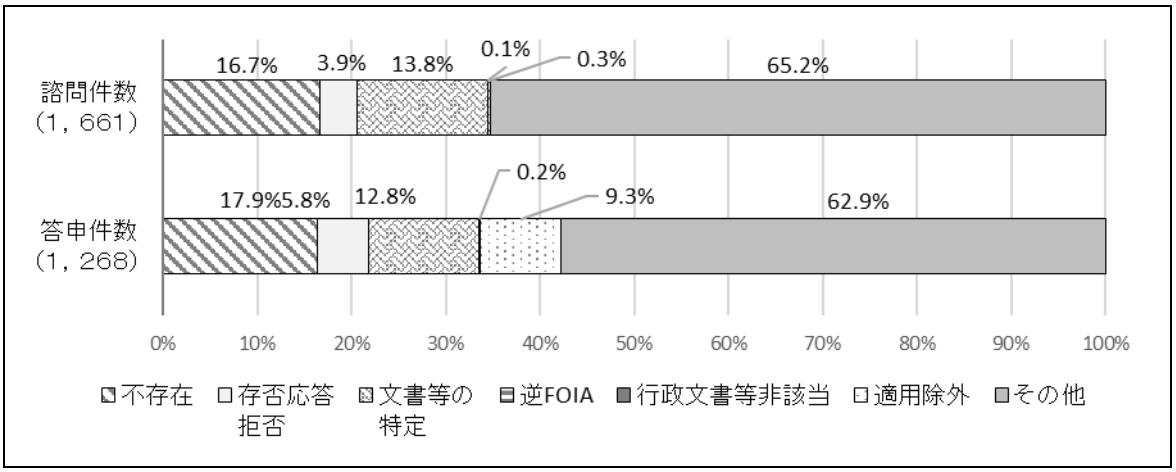

答申結果別の内訳

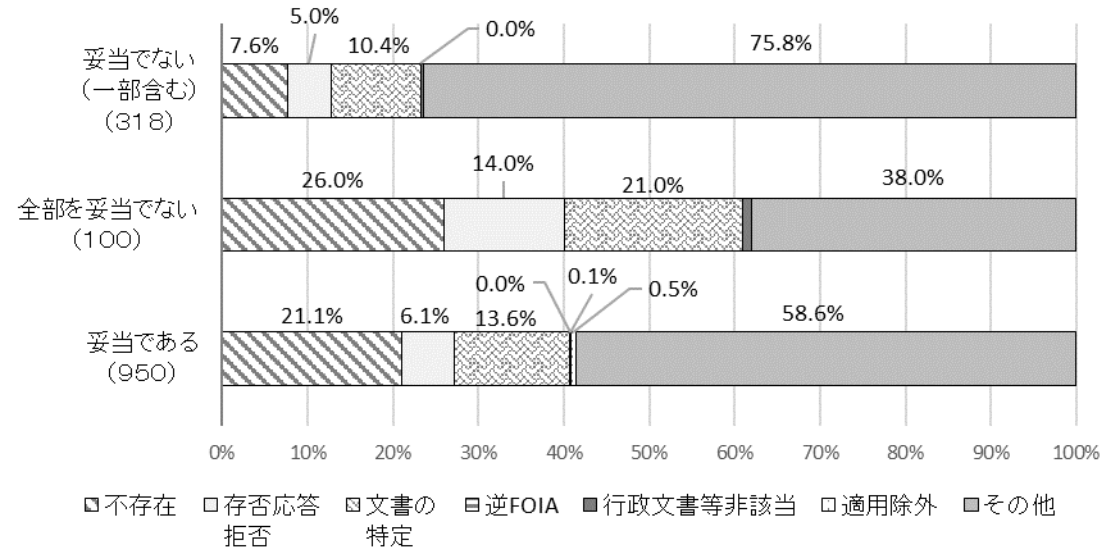

７－１　不存在事件

不存在事件については、令和６年度に２７７件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、２２７件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、２６件（注）**である。**

（注）令和６年度（行情）答申第１１号、第４９号、第６０号、第１２４号、第１８７号、第２２８号、第２７６号、第２９０号、第３２０号、第３５１号、第３８５号、第３９６号、第４００号、第５８０号、第９５８号、第９８３号、第１０５４号、第１０６２号、第１０９８号、第１１２８号及び第１１３５号並びに令和６年度（独情）答申第４６号、第１０１号、１０８号第１０９号及び第１１０号

７－２　存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和６年度に６５件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、７４件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、１４件（注）**である。**

（注）令和６年度（行情）答申第４８号、第７８号、第７９号、第３０３号、第３０４号、第４２５号、第４４３号、第４４５号、第９１２号、第９７３号及び第１１２６号並びに令和６年度（独情）答申第２号、第６８号及び第７８号

７－３　文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、令和６年度に２３０件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問を含め、１６２件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、２１件（注）**である。**

（注）令和６年度（行情）答申第４４号、第４５号、第１５６号、第１５８号、第２０９号、第２７５号、第４１８号、第４１９号、第５７８号、第５７９号、第６７５号、第９６５号、第１０

６１号、第１１１３号、第１１１５号、第１１１６号及び第１１１７号並びに令和６年度（独情）答申第５号、第１３号、第１７号及び第４５号

７－４　逆ＦＯＩＡ（第三者審査請求）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆ＦＯＩＡに関する事件については、令和６年度に諮問は受けておらず、答申も出していない。

７－５　行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和６年度に１件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、２件の答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、１件（注）**である。**

（注）令和６年度（行情）答申第１２０号

７－６　適用除外事件

適用除外事件については、令和６年度に５件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、５件の答申を出している。

８　その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

８－１　理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、１４件（注）**である。**

（注）令和６年度（行情）答申第６１号、第７８号、第７９号、第３８２号、第４０７号、５７６号、第５７７号及び第８１７号並びに令和６年度（独情）答申第１６号、第１９号、第２０号、第２１号、第２２号及び第２３号

８－２　形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、４件（注）**である。**

（注）令和６年度（行情）答申第１号、第３８８号、第３８９号及び第６０７号

Ⅲ　個人情報保護

１　諮問・答申件数

令和６年度の諮問件数は３３９件、答申件数は３１７件である。

なお、平成１７年度から令和６年度までの総諮問件数は５，１１４件、総答申件数は４，６９５件であり、令和６年度末時点で審議中の件数は２７３件である。

○個人情報保護関連

［令和６年度］　（単位：件）

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	２７２	２３１	１３
独立行政法人等	６７	８６	２
合　　計	３３９	３１７	１５

（単位：件）

	行政機関			独立行政法人等		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	２６１	２１８	１３	５６	７８	１
訂正請求関連	１０	１２	０	４	２	１
利用停止請求関連	１	１	０	７	６	０
合　計	２７２	２３１	１３	６７	８６	２

［平成１７年度～令和６年度］　（単位：件）

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数（令和６年度末） (a-b-c)
行政機関	３，９６３	３，６２８	１１４	２２１
開示請求	３，５５０	３，２２６	１０６	２１８
訂正請求	２９４	２８６	５	３
利用停止請求	１１９	１１６	３	０
独立行政法人等	１，１５１	１，０６７	３２	５２
開示請求	９９５	９２１	２８	４６
訂正請求	１２２	１１４	４	４
利用停止請求	３４	３２	０	２
合　　計	５，１１４	４，６９５	１４６	２７３
開示請求	４，５４５	４，１４７	１３４	２６４
訂正請求	４１６	４００	９	７
利用停止請求	１５３	１４８	３	２

（注）答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

２　答申結果の分類

令和６年度に出された答申件数（３１７件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、１０５件（３３．１%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	１６件（６．９%）	１件（１．２%）	１７件（５．４%）
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	８５件（３６．８%）	３件（３．５%）	８８件（２７．８%）
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないを含む）としたもの）			１０５件（３３．１%）
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	１３０件（５６．３%）	８２件（９５．３%）	２１２件（６６．９%）
合　計	２３１件（１００%）	８６件（１００%）	３１７件（１００%）

答申結果の内訳

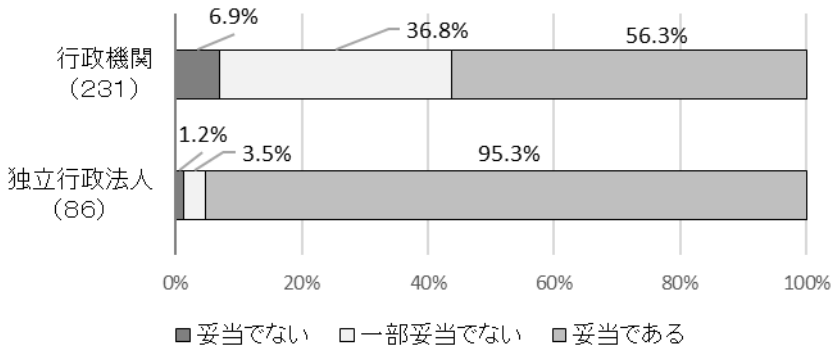

３　平均処理期間・審議回数

令和６年度の答申（３１７件）について、平均処理期間は２６４．３日、平均審議回数は２．２回であり、最短の事件では６３日で処理が終了しており（令和６年度（行個）答申第１１５号）、最長の事件では１，３８１日かかっている（令和６年度（行個）答申第５００３号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、１．３回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約２分の１は９か月以内で答申を出しており、全体の約４分の３は１２か月以内に答申を出している。

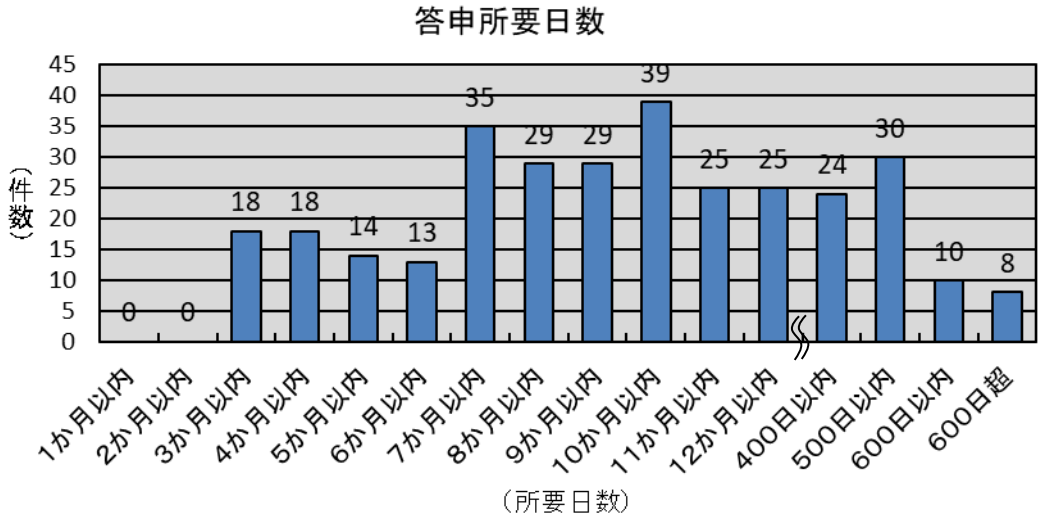

４　口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和６年度の答申（３１７件）についてみると、審査請求人から口頭意見陳述の聴取を行った実績はなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また、調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものもない。

５　インカメラ

令和６年度の答申（３１７件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは１８８件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

６　ヴォーンインデックス

令和６年度の答申（３１７件）についてみると、諮問庁から設置法９条３項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

７　特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

（単位：件）

	諮問件数	答申件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当である
				全部を妥当でない	一部妥当でない	
不存在事件	３６	２９	４	３	１	２５
存否応答拒否事件	１７	９	６	４	２	３
保有個人情報の特定を争う事件	２８	２３	７	４	３	２０
逆ＦＯＩＡ事件	０	０	０	０	０	０
保有個人情報非該当事件	５	９	１	１	０	８
適用除外事件	１７	４	０	０	０	４
その他事件	２３６	２３９	８７	５	８２	１５２
合　計	３３９	３１７	１０５	１７	８８	２１２

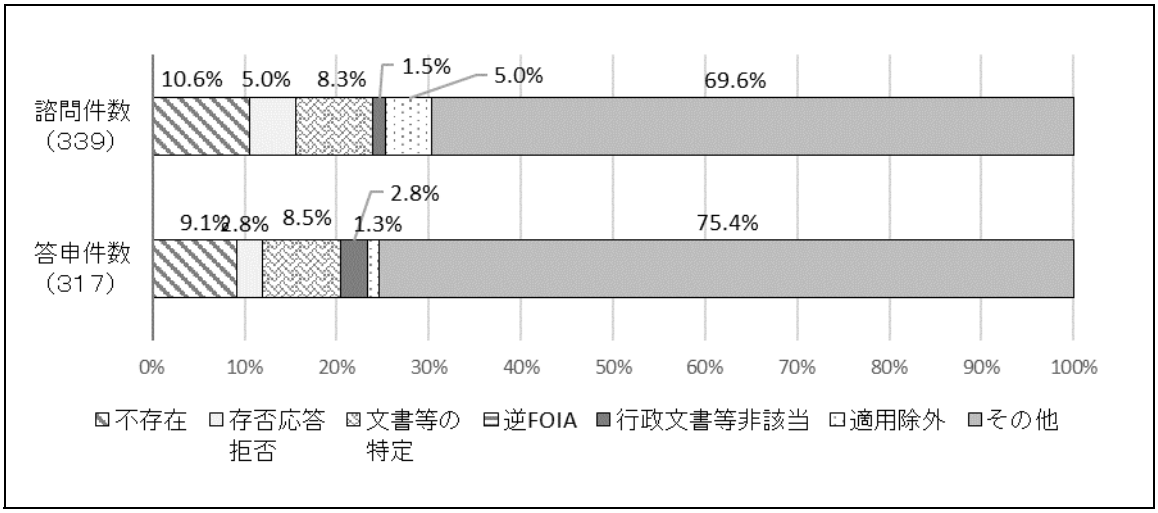

答申結果別の内訳

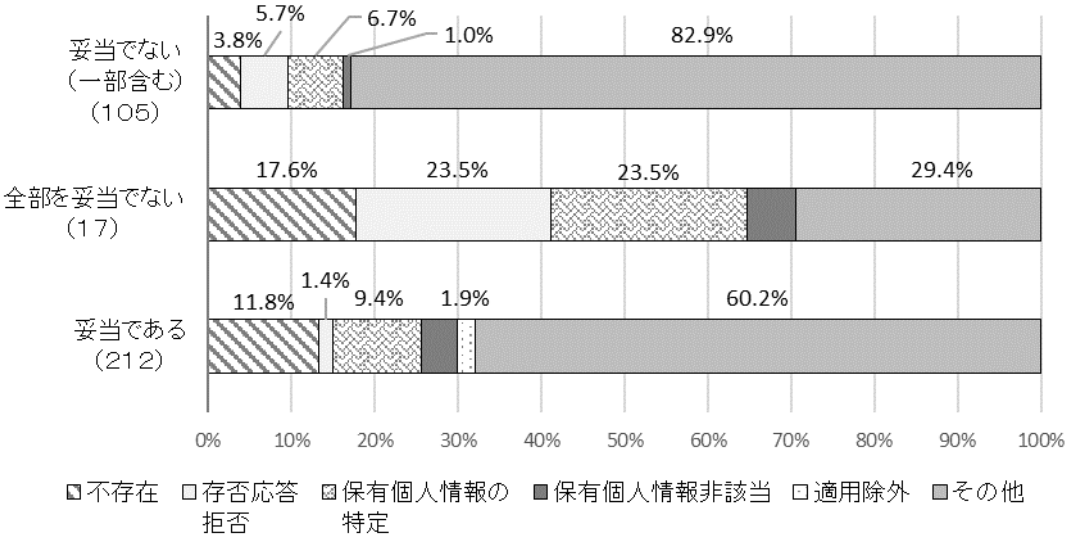

７－１　不存在事件

不存在事件については、令和６年度で３６件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、２９件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（個人情報が存在するとしたもの等）は、３件（注）である。

（注）令和６年度（行個）答申第１２９号、第１３０号及び第１３２号

７－２　存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和６年度に１７件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、９件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、４件（注）である。

（注）令和６年度（行個）答申第１４号、第１５号、第７４号及び第８２号

７－３　保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、令和６年度に２８件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問を含め、２７件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、４件（注）である。

（注）令和６年度（行個）答申第２号、第３号、第３４号及び第５０号

７－４　逆ＦＯＩＡ（第三者審査請求）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆ＦＯＩＡに関する事件については、令和６年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

７－５　保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、令和６年度に５件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問も含め、９件の答申を出している。

この保有個人情報非該当性を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、１件（注）である。

（注）令和６年度（行個）答申第５０１４号

７－６　適用除外事件

適用除外事件については、令和６年度に１７件の諮問を受け、令和５年度以前の諮問を含め、４件について答申を出している。

８　その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

８―１　理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとし

た答申は、６件（注）**である。**

（注）令和６年度（行個）答申第１４号、第１５号、第７１号、第７２号及び第７４号並びに令和６年度（独個）答申第１３号

８―２　形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、１件（注）**である。**

（注）令和６年度（行個）答申第６１号

Ⅳ　付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

令和６年度の答申を整理すると、２７６件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など１３の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（１２２件）が最も多く、続いて、開示決定等の理由の提示（５６件）、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（３５件）、開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言（２８件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）　一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

１）諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（１２２件）

・　本件は、審査請求から諮問までに約５年１０か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（令和６年度（行情）答申第４号）

・　原処分に係る審査請求については、審査請求から諮問までに約２年６か月が経過しているところ、本件審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難いから、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（令和６年度（行情）答申第８３０号）

など

２）開示決定等の理由の提示について付言したもの（５６件）

・　本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、その多くの部分において、法５条各号の条文の規定を引き写しており、本件対象文書のうちそれらに当たる情報が各規定に「該当するため、不開示とした」旨記載している。

本件においては、審査請求人が理由の提示の不備を争っておらず、不開示部分の開示等を求めていること等にも鑑み、原処分を取り消すまでには至らないものの、不開示とした部分及びその理由を具体的に特定していない開示決定等は、法５条及び行政手続法８条１項の規定に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後、関係各規定を踏まえて適切な処分理由の記載を徹底する必要がある。

（令和６年度（行情）答申第１５４号）

・　本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、それぞれの不開示理由について、法５条各号の条文の規定を引き写して記載している。

本件においては、不開示部分に関する記載が簡潔ながら認められ、どのような種類の情報が、どのような理由により不開示とされたのかが全く了知できないわけではないことから、理由の提示に不備があるとして原処分を取り消すまでには至らないが、不開示とした理由を具体的に記載していない開示決定等は、法５条及び行政手続法８条１項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後、関係各規定を踏まえて適切な処分理由の記載を徹底することが望まれる。

（令和６年度（行情）答申第１０５８号）
など

３）開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（３５件）

・　処分庁は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した行政文書の名称を具体的に記載すべきであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

（令和６年度（行情）答申第３５３号）
など

４）開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（２８件）

・　処分庁は、本件開示決定通知において、「法８２条１項の規定に基づき、下記のとおり全部開示しないことに決定した」旨記載しているが、同項は請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する際の根拠条文である。本件開示決定は、同条２項の全部を開示しないときに該当するものであることから、開示決定通知書にはその旨を記載すべきであった。処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

（令和６年度（行個）答申第４７号）
など

５）開示決定の迅速・的確化について付言したもの（２６件）

・　処分庁は、令和３年１２月４日付けの開示請求に対して、法１０条２項を適用して開示決定等の期限の延長を行わず、令和５年５月９日付けで原処分を行っている。このことは、法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は適切な対応が望まれる。

（令和６年度（行情）答申第３３９号）
など

６）文書等の特定について付言したもの（１２件）

・　諮問庁の説明（上記２（１）ア及びイ）から、処分庁及び諮問庁は、本件開示請求に対し、その趣旨を限定的に解釈して対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、本件開示請求書に限定的な記載がないことから、法１条及び３条の趣旨に照らし、不適切といわざるを得ない。

開示請求内容に合致する文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきである。

処分庁及び諮問庁は、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、十分な確認を行う等、適切な対応をすることが望まれる。

（令和６年度（行情）答申第１３１号）

など

・　処分庁は、本件開示請求の時点で別紙の３に掲げる文書を保有していたにもかかわらず、原処分において当該文書の特定を行わなかった。原処分における文書の特定についての検討が不十分であったことは明らかであり、処分庁は、原処分において漫然と文書の特定を行ったのではないかといった疑問、疑念すら生じさせる。また、諮問庁についても上記第３の３の記載のとおり、原処分における文書の特定について妥当とする判断をしており、確認が不十分であったと認められる。

処分庁の原処分における対応及び諮問庁の審査請求に対する諮問における対応は遺憾というほかない。

このような本件における処分庁及び諮問庁の対応は、極めて不誠実なものであり、当審査会の審議に支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。処分庁及び諮問庁は、今後の開示決定等及び審査請求への対応に当たっては、このような不誠実な対応をすることのないよう慎重かつ適切に対応することが強く望まれる。

（令和６年度（行情）答申第３８７号）

など

７）開示・不開示の判断について付言したもの（１１件）

・　原処分において全部不開示としていた文書６については、審査請求を受けて一転して一部開示するとした上、その後改めて検討した結果、更に一部を追加開示するとしており、開示決定時点における不開示情報該当性についての検討が十分でなかったといわざるを得ない。今後処分庁においては、開示請求に対して、適正、的確かつ慎重に対応するよう留意されたい。

（令和６年（行情）答申第９１０号及び同第９１１号）

など

・　処分庁は、原処分１において、本来不開示とすべき個人の印影等及び特定法人の口座

情報について誤って開示決定している。このような事態は、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、処分庁においては、今後、同様のことがないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

（令和６年度（行個）答申第１９７及び同第１９９号）
など

８）情報提供について付言したもの（１１件）

・　本件開示請求は、法３条の規定に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）７６条１項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、審査請求人本人に関する情報の開示を求めるものであることは明白である。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、開示請求書を受け付けた後補正を求めたり、個情法に基づく請求を案内したりするといった対応はしておらず、現状において審査請求人は、個情法に基づく請求は行っていないとのことであった。

そうすると、処分庁は、個情法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、必要に応じて適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

（令和６年度（行情）答申第４８７号）
など

９）開示の実施手続について付言したもの（７件）

・　諮問庁の作成する「情報公開事務処理の手引」の提示を受け、当審査会において確認したところ、対象行政文書を紙媒体と電磁的記録の両方で保有している場合については、開示請求者にその旨を教示し、あらかじめ対象行政文書を特定してもらうよう示されていた。当該手引のとおり対応していれば、審査請求人の主張する開示決定実施文書の媒体や開示実施手数料について、相応の意思疎通が図られたものと考えられる。

上記１（７）のとおり、電磁的記録の特定及び紙媒体をスキャナで取り込んだものの交付については審査会の判断するところではないが、現段階における処分庁の取るべき対応としては、行政文書が電磁的記録の場合についても開示の実施の方法等を示し、媒体に応じた開示実施の在り方について、審査請求人の意向を改めて確認したうえで、開示の実施を行うなど、当該手引に準拠した対応を行うことが望ましいと考えられる。

（令和６年度（行情）答申第９１号）
など

・　諮問庁自ら、理由説明書（上記第３の３（２）オ）で述べているとおり、実施文書において、不開示部分のマスキング漏れと考えられる箇所が散見される。これらは箇所によっては、個人情報の特定につながりかねない事態を生じさせるものであり、処分庁は開示の実施に当たっては、厳格に対処すべきである。

（令和６年度（行情）答申第１５２号）

など

１０）文書管理について付言したもの（５件）

・　国税庁行政文書管理規則等に照らし、保存期間が延長されたにもかかわらず、その期間内に本件対象保有個人情報が記録された本件文書を廃棄したことは、公文書等の管理に関する法律にもとる行為であり、これは、行政文書の管理意識の欠如に起因するものと思われるから、処分庁においては、今後適切な行政文書の管理等を行うことが求められる。

（令和６年度（行個）答申第９５号）
など

・　一般に、政策決定等に当たり、省内で幹部への説明、協議、打合せ等に使用された資料や結果が記載された資料等については、担当においてその旨を記載して手元保管し、年度終了後、行政文書ファイルに保存することにより、相当の期間が経過した後においても、当該行政文書ファイルが保存されていれば、当該文書を容易に特定することが可能であるといえる。本件の生活保護費の見直しのような重要な政策決定等に当たっては、通常、省内で幹部に対して説明、協議、打合せ等が行われているものと考えられる。

公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６６号。以下「公文書管理法」という。）４条において、行政機関の職員は、同法１条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成すること、さらに、同法５条及び６条において、文書の適切な整理及び保存が義務付けられているところである。

行政文書ファイルが保存されているにもかかわらず、その探索によっても本件対象文書の存在を確認できなかったとする諮問庁の説明に鑑みると、処分庁においては、今後、公文書管理法の趣旨、規定を踏まえ、行政文書の適切な保存、管理に努めることが望まれる。

（令和６年度（行情）答申第６１０号）
など

１１）審査会への対応について付言したもの（４件）

・　本件では、原処分についての審査請求に係る理由説明書の「３　審査請求人の主張について（１）」において、上記２（１）エの諮問庁の説明のとおり、誤った記載をしていることが認められる。理由説明書のかかる記載は、諮問庁における適切な検討の結果されたものとはいい難く、諮問庁は諮問に当たり事実関係の確認を怠り、検討をしないままに、原処分を維持することを妥当とする結論ありきの説明を漫然と行ったのではないかといった疑問・疑念すら生じさせる。

理由説明書には、原処分の決定についての諮問庁の考え方及び理由を記載するものであることから、その前提となる事実関係について事実に反する説明を記載することは、

審査請求人を混乱させ、無用な不信感を生じさせることになるのみならず、当審査会の円滑な審議にも支障を与えるものであり、諮問庁の対応は慎重さを欠き、不適切といわざるを得ない。諮問庁においては、今後、理由説明書を作成する際は、同様の事態を生じさせないよう、事実関係の十分な確認を行うなど、正確かつ慎重な対応が望まれる。

（令和６年度（行情）答申第３３２号）

など

１２）補正に関する対応について付言したもの（２件）

・　本件対象文書１、本件対象文書２及び本件対象文書５について、開示請求に際し個人名を指定した記載となっていないことから、特定の個人と結びつけたものでなく飽くまで懲戒処分を受けた職員に関する情報の入手を意図するものであったとも考えられるところ、処分庁の行った求補正は、個人名の追記及び本件対象文書５につきどのような内容のメール開示を希望するか回答を求めるものとなっている。

懲戒処分に係る事案に関して、該当の個人名を示して文書の開示請求が行われるような場合、行政機関等において個人が識別できる状態で当該事案を公表している等の事情がなければ、請求の対象となった文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）が認められることがあり、これは、当審査会の過去の答申においても示されているところである。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、職員の懲戒処分事案に関して九州大学が実名入りで公表を行っていたといった、開示請求の時点において該当の個人名が公知のものであったと解すべき事情は認められなかったとのことである。

開示請求の意図が必ずしも明確でない状況にあったこのような場合、特定の個人と結びつけて事案の特定を求めることは、結果として存否応答拒否が可能となる方向に誘導することになりかねず、そのような求補正は避けるべきであり、今後、処分庁においては、適切に対応することが望まれる。

（令和６年度（独情）答申第１１８号）

など

１３）その他について付言したもの（１件）

・　審査請求人は、審査請求書（上記第２の２（１）イ）において、３１年裁決と原処分との処分内容の矛盾点を主張していることに鑑みれば、理由説明書におけるその説明は必ずしも十分なものとは認められず、処分庁において、今後、このような事案については、適切に説明を尽くすべきものと考える。

（令和６年度（行情）答申第５７５号）

【参考】令和６年度に付言を行った答申一覧

区　　分	答　申　番　号
１）諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（１２２件）	令和６年度（行情）答申第４号 令和６年度（行情）答申第１０号 令和６年度（行情）答申第４６号 令和６年度（行情）答申第４７号 令和６年度（行情）答申第１５８号 令和６年度（行情）答申第１６０号 令和６年度（行情）答申第１６２号 令和６年度（行情）答申第１９０号 令和６年度（行情）答申第１９１号 令和６年度（行情）答申第２２６号 令和６年度（行情）答申第２４０号 令和６年度（行情）答申第２５９号 令和６年度（行情）答申第２７０号 令和６年度（行情）答申第２７９号 令和６年度（行情）答申第３１９号 令和６年度（行情）答申第３２７号 令和６年度（行情）答申第３２８号 令和６年度（行情）答申第３２９号 令和６年度（行情）答申第３４４号 令和６年度（行情）答申第３４５号 令和６年度（行情）答申第３４６号 令和６年度（行情）答申第３４７号 令和６年度（行情）答申第３４８号 令和６年度（行情）答申第３４９号 令和６年度（行情）答申第３５２号 令和６年度（行情）答申第３７８号 令和６年度（行情）答申第３８８号 令和６年度（行情）答申第３８９号 令和６年度（行情）答申第３９０号 令和６年度（行情）答申第３９２号 令和６年度（行情）答申第３９３号 令和６年度（行情）答申第３９４号 令和６年度（行情）答申第３９５号 令和６年度（行情）答申第３９９号 令和６年度（行情）答申第４０１号 令和６年度（行情）答申第４１５号

	令和６年度（行情）答申第４１７号 令和６年度（行情）答申第４４７号 令和６年度（行情）答申第４４８号 令和６年度（行情）答申第４５０号 令和６年度（行情）答申第４９４号 令和６年度（行情）答申第４９５号 令和６年度（行情）答申第５０９号 令和６年度（行情）答申第５２３号 令和６年度（行情）答申第５２４号 令和６年度（行情）答申第５５６号 令和６年度（行情）答申第５５７号 令和６年度（行情）答申第５５８号 令和６年度（行情）答申第５５９号 令和６年度（行情）答申第５７３号 令和６年度（行情）答申第５９９号 令和６年度（行情）答申第６５６号 令和６年度（行情）答申第６５８号 令和６年度（行情）答申第６６２号 令和６年度（行情）答申第６６３号 令和６年度（行情）答申第６８０号 令和６年度（行情）答申第７０３号 令和６年度（行情）答申第７０４号 令和６年度（行情）答申第７１０号 令和６年度（行情）答申第７１１号 令和６年度（行情）答申第７１２号 令和６年度（行情）答申第７１８号 令和６年度（行情）答申第７３２号 令和６年度（行情）答申第７３３号 令和６年度（行情）答申第７４０号 令和６年度（行情）答申第７５６号 令和６年度（行情）答申第７５７号 令和６年度（行情）答申第８１２号 令和６年度（行情）答申第８１３号 令和６年度（行情）答申第８１４号 令和６年度（行情）答申第８２３号 令和６年度（行情）答申第８２５号 令和６年度（行情）答申第８３０号 令和６年度（行情）答申第８４３号 令和６年度（行情）答申第８５１号

	令和６年度（行情）答申第８５４号 令和６年度（行情）答申第８５５号 令和６年度（行情）答申第８５６号 令和６年度（行情）答申第８５７号 令和６年度（行情）答申第８５８号 令和６年度（行情）答申第８６６号 令和６年度（行情）答申第８７１号 令和６年度（行情）答申第８８４号 令和６年度（行情）答申第８８５号 令和６年度（行情）答申第８８６号 令和６年度（行情）答申第８８７号 令和６年度（行情）答申第９１９号 令和６年度（行情）答申第９３７号 令和６年度（行情）答申第９５２号 令和６年度（行情）答申第９５３号 令和６年度（行情）答申第９５７号 令和６年度（行情）答申第９５８号 令和６年度（行情）答申第９５９号 令和６年度（行情）答申第９６０号 令和６年度（行情）答申第９６１号 令和６年度（行情）答申第９６２号 令和６年度（行情）答申第９６３号 令和６年度（行情）答申第９６５号 令和６年度（行情）答申第９８４号 令和６年度（行情）答申第９９１号 令和６年度（行情）答申第９９２号 令和６年度（行情）答申第９９３号 令和６年度（行情）答申第９９５号 令和６年度（行情）答申第９９６号 令和６年度（行情）答申第１０３０号 令和６年度（行情）答申第１０４２号 令和６年度（行情）答申第１０４３号 令和６年度（行情）答申第１０５４号 令和６年度（行情）答申第１０５５号 令和６年度（行情）答申第１０５９号 令和６年度（行情）答申第１０６６号 令和６年度（行情）答申第１１０５号 令和６年度（行情）答申第１１１２号 令和６年度（行情）答申第１１１３号

	令和６年度（行情）答申第１１１６号 令和６年度（行情）答申第１１１７号 令和６年度（行情）答申第１１１８号 令和６年度（行情）答申第１１２０号 令和６年度（行情）答申第１１２８号 令和６年度（行情）答申第１１３０号
	令和６年度（行個）答申第５０１２号 令和６年度（行個）答申第５０１３号
２）開示決定等の理由の提示について付言したもの（５６件）	令和６年度（行情）答申第５９号 令和６年度（行情）答申第６２号 令和６年度（行情）答申第６３号 令和６年度（行情）答申第６４号 令和６年度（行情）答申第６５号 令和６年度（行情）答申第６６号 令和６年度（行情）答申第６７号 令和６年度（行情）答申第６８号 令和６年度（行情）答申第１２０号 令和６年度（行情）答申第１３１号 令和６年度（行情）答申第１５４号 令和６年度（行情）答申第１５５号 令和６年度（行情）答申第１６１号 令和６年度（行情）答申第１６５号 令和６年度（行情）答申第２３７号 令和６年度（行情）答申第２７２号 令和６年度（行情）答申第３１４号 令和６年度（行情）答申第４０３号 令和６年度（行情）答申第４１５号 令和６年度（行情）答申第４２０号 令和６年度（行情）答申第４３３号 令和６年度（行情）答申第４３４号 令和６年度（行情）答申第４３５号 令和６年度（行情）答申第４３６号 令和６年度（行情）答申第４４１号 令和６年度（行情）答申第４８５号 令和６年度（行情）答申第５０７号 令和６年度（行情）答申第５３７号 令和６年度（行情）答申第５７３号 令和６年度（行情）答申第７１９号 令和６年度（行情）答申第７６３号

	令和６年度（行情）答申第８９５号 令和６年度（行情）答申第９４０号 令和６年度（行情）答申第９７２号 令和６年度（行情）答申第１０５４号 令和６年度（行情）答申第１０５５号 令和６年度（行情）答申第１０５８号 令和６年度（行情）答申第１１２８号 令和６年度（行情）答申第１１４０号 令和６年度（行情）答申第１１４６号 令和６年度（行情）答申第１１４８号 令和６年度（独情）答申第１４号 令和６年度（独情）答申第１８号 令和６年度（独情）答申第４３号 令和６年度（独情）答申第４４号 令和６年度（独情）答申第５６号 令和６年度（独情）答申第６５号 令和６年度（独情）答申第８９号 令和６年度（独情）答申第９４号 令和６年度（独情）答申第９７号 令和６年度（独情）答申第１１３号 令和６年度（独情）答申第１１４号 令和６年度（独情）答申第１１７号 令和６年度（独情）答申第１１８号
	令和６年度（行個）答申第７９号 令和６年度（独個）答申第４１号
３）開示決定等における対象文書の標記について付言したもの（３５件）	令和６年度（行情）答申第１５６号 令和６年度（行情）答申第２５９号 令和６年度（行情）答申第３４１号 令和６年度（行情）答申第３５３号 令和６年度（行情）答申第４１３号 令和６年度（行情）答申第６０３号 令和６年度（行情）答申第７２０号 令和６年度（行情）答申第９１７号 令和６年度（行情）答申第９６９号 令和６年度（行情）答申第１０４３号 令和６年度（行情）答申第１０６１号 令和６年度（行情）答申第１１４６号 令和６年度（行情）答申第１１４８号
	令和６年度（行個）答申第２号

	令和６年度（行個）答申第３号 令和６年度（行個）答申第３７号 令和６年度（行個）答申第３８号 令和６年度（行個）答申第３９号 令和６年度（行個）答申第４８号 令和６年度（行個）答申第７５号 令和６年度（行個）答申第７６号 令和６年度（行個）答申第７８号 令和６年度（行個）答申第８７号 令和６年度（行個）答申第８８号 令和６年度（行個）答申第９３号 令和６年度（行個）答申第１１１号 令和６年度（行個）答申第１２６号 令和６年度（行個）答申第１４８号 令和６年度（行個）答申第１４９号 令和６年度（行個）答申第１９７号 令和６年度（行個）答申第１９９号 令和６年度（行個）答申第２１４号 令和６年度（行個）答申第２１５号 令和６年度（行個）答申第５００３号 令和６年度（独個）答申第９号
４）開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（２８件）	令和６年度（行情）答申第５１号 令和６年度（行情）答申第８２３号 令和６年度（行情）答申第２４４号 令和６年度（行情）答申第２５９号 令和６年度（行情）答申第３３２号 令和６年度（行情）答申第３５２号 令和６年度（行情）答申第４０３号 令和６年度（行情）答申第４１５号 令和６年度（行情）答申第４２０号 令和６年度（行情）答申第５７３号 令和６年度（行情）答申第７７３号 令和６年度（行情）答申第７７４号 令和６年度（行情）答申第７７５号 令和６年度（行情）答申第７７６号 令和６年度（行情）答申第７７７号 令和６年度（行情）答申第７７８号 令和６年度（行情）答申第７８０号 令和６年度（行情）答申第７８１号

	令和６年度（行情）答申第７８２号 令和６年度（行情）答申第８９３号 令和６年度（行情）答申第１０５８号 令和６年度（行情）答申第１１４６号 令和６年度（行情）答申第１１４８号 令和６年度（独情）答申第１４号 令和６年度（独情）答申第１６号
	令和６年度（行個）答申第４７号 令和６年度（行個）答申第１２６号 令和６年度（行個）答申第１９７号
５）開示決定の迅速・的確化について付言したもの（２６件）	令和６年度（行情）答申第１１４号 令和６年度（行情）答申第１３１号 令和６年度（行情）答申第２４４号 令和６年度（行情）答申第３３２号 令和６年度（行情）答申第３３９号 令和６年度（行情）答申第４０３号 令和６年度（行情）答申第４１５号 令和６年度（行情）答申第４２０号 令和６年度（行情）答申第５７５号 令和６年度（行情）答申第６０７号 令和６年度（行情）答申第８４８号 令和６年度（行情）答申第８５９号 令和６年度（行情）答申第９８８号 令和６年度（行情）答申第１０５４号 令和６年度（行情）答申第１０５５号 令和６年度（行情）答申第１０５８号 令和６年度（独情）答申第１４号 令和６年度（独情）答申第６０号 令和６年度（独情）答申第６４号 令和６年度（独情）答申第８０号
	令和６年度（行個）答申第１９７号 令和６年度（行個）答申第１９９号 令和６年度（独個）答申第１０号 令和６年度（独個）答申第３９号 令和６年度（独個）答申第８５号 令和６年度（独個）答申第８６号

６）文書等の特定について付言したもの（１２件）	令和６年度（行情）答申第１３１号 令和６年度（行情）答申第１８９号 令和６年度（行情）答申第２４５号 令和６年度（行情）答申第２７５号 令和６年度（行情）答申第２７９号 令和６年度（行情）答申第３１８号 令和６年度（行情）答申第３８７号 令和６年度（行情）答申第５７８号 令和６年度（行情）答申第５７９号 令和６年度（行情）答申第６０９号 令和６年度（行情）答申第７７９号 令和６年度（行情）答申第８９４号
７）開示・不開示の判断について付言したもの（１１件）	令和６年度（行情）答申第１９２号 令和６年度（行情）答申第２４８号 令和６年度（行情）答申第３８６号 令和６年度（行情）答申第５７５号 令和６年度（行情）答申第５７６号 令和６年度（行情）答申第５７７号 令和６年度（行情）答申第９１０号 令和６年度（行情）答申第９１１号 令和６年度（行情）答申第１１４２号
	令和６年度（行個）答申第１９９号 令和６年度（独個）答申第１３号
８）情報提供について付言したもの（１１件）	令和６年度（行情）答申第４９号 令和６年度（行情）答申第４８７号 令和６年度（行情）答申第５７２号 令和６年度（行情）答申第６７１号 令和６年度（行情）答申第６８３号 令和６年度（行情）答申第９０８号 令和６年度（行情）答申第１０８４号 令和６年度（行情）答申第１０８５号 令和６年度（行情）答申第１０８９号 令和６年度（行情）答申第１１２７号
	令和６年度（独個）答申第５７号
９）開示の実施手続について付言したもの（７件）	令和６年度（行情）答申第９１号 令和６年度（行情）答申第１５２号 令和６年度（行情）答申第６３７号 令和６年度（行情）答申第６３８号 令和６年度（行情）答申第６７３号

	令和６年度（行個）答申第２８号 令和６年度（行個）答申第９２号
１０）文書管理について付言したもの（５件）	令和６年度（行情）答申第２７９号 令和６年度（行情）答申第３１８号 令和６年度（行情）答申第６１０号
	令和６年度（行個）答申第９５号 令和６年度（行個）答申第５００５号
１１）審査会への対応について付言したもの（４件）	令和６年度（行情）答申第３３２号 令和６年度（行情）答申第３８８号 令和６年度（行情）答申第３８９号 令和６年度（行情）答申第６２４号
１２）補正に関する対応について付言したもの（２件）	令和６年度（独情）答申第１１８号
	令和６年度（独個）答申第２号
１３）その他について付言したもの（１件）	令和６年度（行情）答申第５７５号

（注）　令和６年度（行情）答申第１３１号、第２４４号、２５９号、第２７９号、第３１８号、第３３２号、第３５２号、第３８８号、第３８９号、第４０３号、第４１５号、第４２０号、第５７３号、５７５号及び第１０４３号、第１０５４号、第１０５５号、第１０５８号、１１２８号、１１４６号、１１４８号並びに令和６年度（独情）答申第１４号、第１１８号並びに令和６年度（行個）答申第１２６号、第１９７号、第１９９号については、複数の項目にわたって付言している。